

北畑Ⅱ (115000011)	宝塚市長谷（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
道谷Ⅱ (115000012)	宝塚市長谷（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
岩坪Ⅱ (115000013)	宝塚市大原野（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野Ⅱ (115000014)	宝塚市大原野（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(5)Ⅱ (115000015)	宝塚市大原野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(6)Ⅱ (115000016)	宝塚市大原野（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(3)Ⅱ (115000017)	宝塚市大原野（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(4)Ⅱ (115000018)	宝塚市大原野（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野Ⅰ (115000019)	宝塚市大原野（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(7)Ⅱ (115000020)	宝塚市大原野（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊
大原野(2)Ⅱ (115000021)	宝塚市大原野（別図21のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野Ⅰ (115000022)	宝塚市大原野（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野(1)Ⅱ (115000023)	宝塚市境野（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野(2)Ⅱ (115000024)	宝塚市境野（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野(3)Ⅱ (115000025)	宝塚市境野（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野(1)Ⅲ (115000026)	宝塚市境野（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊
境野(2)Ⅲ (115000027)	宝塚市境野（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊

境野(3)Ⅲ (115000028)	宝塚市玉瀬(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
玉瀬(2)Ⅲ (115000029)	宝塚市玉瀬(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
玉瀬(3)Ⅲ (115000030)	宝塚市玉瀬(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
玉瀬(1)Ⅲ (115000031)	宝塚市玉瀬(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
前田Ⅰ (115000032)	宝塚市玉瀬(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
平田Ⅱ (115000033)	宝塚市玉瀬(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
津賀Ⅱ (115000034)	宝塚市玉瀬(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
細尾Ⅰ (115000035)	宝塚市玉瀬(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
タワⅠ (115000036)	宝塚市玉瀬(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
玉瀬(5)Ⅲ (115000037)	宝塚市玉瀬(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
大岩谷Ⅰ (115000038)	宝塚市玉瀬(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
玉瀬(4)Ⅲ (115000039)	宝塚市切畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
堂山Ⅲ (115000040)	宝塚市切畑(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥ノ谷Ⅲ (115000041)	宝塚市切畑(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥ノ谷Ⅱ (115000042)	宝塚市切畑(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
切畑Ⅲ (115000043)	宝塚市切畑(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥ノ焼Ⅱ (115000044)	宝塚市玉瀬(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊

検見(1)Ⅱ (115000045)	宝塚市切畑(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(1)Ⅰ (115000046)	宝塚市玉瀬(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(1)Ⅱ (115000047)	宝塚市玉瀬(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(2)Ⅱ (115000048)	宝塚市玉瀬(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
検見(3)Ⅱ (115000049)	宝塚市切畑(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
検見Ⅰ (115000050)	宝塚市切畑(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(4)Ⅰ (115000051)	宝塚市玉瀬(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(2)Ⅰ (115000052)	宝塚市玉瀬(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
イツリハ(3)Ⅰ (115000053)	宝塚市玉瀬(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
鳥脇(1)Ⅰ (115000054)	宝塚市切畑(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
鳥脇(2)Ⅰ (115000055)	宝塚市切畑(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
スリバチ谷川Ⅱ (215000013)	宝塚市上佐曾利(別図56のとおり)	土石流
上佐曾利谷ⅠⅡ (215000014)	宝塚市上佐曾利(別図57のとおり)	土石流
上佐曾利谷ⅡⅡ (215000015)	宝塚市上佐曾利(別図58のとおり)	土石流
上佐曾利谷ⅢⅡ (215000016)	宝塚市上佐曾利(別図59のとおり)	土石流
上佐曾利谷ⅣⅡ (215000017)	宝塚市上佐曾利(別図60のとおり)	土石流
皿池谷川Ⅰ (215000018)	宝塚市下佐曾利(別図61のとおり)	土石流

下佐曾利谷Ⅱ (215000019)	宝塚市下佐曾利(別図62のとおり)	土石流
西部谷Ⅱ (215000020)	宝塚市大原野(別図63のとおり)	土石流
波豆西部谷2Ⅱ (215000021)	宝塚市大原野(別図64のとおり)	土石流
波豆西部谷3Ⅱ (215000022)	宝塚市波豆(別図65のとおり)	土石流
天狗山東谷Ⅱ (215000023)	宝塚市大原野(別図66のとおり)	土石流
竜王山西谷Ⅰ (215000024)	宝塚市大原野(別図67のとおり)	土石流
原野川Ⅰ (215000025)	宝塚市大原野(別図68のとおり)	土石流
安場川Ⅰ (215000026)	宝塚市大原野(別図69のとおり)	土石流
穴虫川Ⅰ (215000027)	宝塚市大原野(別図70のとおり)	土石流
境野川Ⅰ (215000028)	宝塚市大原野(別図71のとおり)	土石流
玉瀬谷Ⅱ (215000029)	宝塚市玉瀬(別図72のとおり)	土石流
切畑上谷川Ⅰ (215000030)	宝塚市切畑(別図73のとおり)	土石流
切畑谷ⅠⅡ (215000031)	宝塚市切畑(別図74のとおり)	土石流
茶屋池谷Ⅱ (215000032)	宝塚市切畑(別図75のとおり)	土石流
奥之焼西谷Ⅰ (215000033)	宝塚市玉瀬(別図76のとおり)	土石流
検見東谷Ⅰ (215000034)	宝塚市切畑(別図77のとおり)	土石流
立合新田谷3Ⅱ (215000035)	宝塚市切畑(別図78のとおり)	土石流

立合新田谷Ⅱ (215000036)	宝塚市切畑 (別図79のとおり)	土石流
鳥脇谷川Ⅰ (215000037)	宝塚市切畑 (別図80のとおり)	土石流
鳥脇川Ⅰ (215000038)	宝塚市切畑 (別図81のとおり)	土石流
長尾山谷Ⅱ (215000039)	宝塚市切畑 (別図82のとおり)	土石流

(別図1から別図82までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第346号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項の規定により定めた東播磨港港湾計画を次のとおり変更した。

平成19年3月27日

東播磨港港湾管理者

兵庫県

代表者 兵庫県知事 井戸敏三

1 東播磨港港湾計画の変更の概要

平成10年兵庫県告示第637号によりその概要を告示した東播磨港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

小型船だまり計画

地区名	港 湾 施 設
東二見	防波堤

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

兵庫県県土整備部土木局港湾課及び東播磨県民局県土整備部加古川土木事務所

兵庫県告示第347号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第3号の規定により、次のとおり処分した旨但馬県民局長から報告があった。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 被処分者

免許番号 兵庫県知事(5)第600033号

免許年月日 平成15年4月19日

事務所所在地 朝来市桑市467

商号 トーシン開発株式会社

代表者氏名 藤原靖也

2 処分の内容

免許取消し

**兵庫県告示第348号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画（平成10年兵庫県告示第660号）の一部を次のとおり変更した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更した内容
  - 2 の兵庫県土地利用基本計画図
- 2 変更した地域
  - (1) 加東市の一部の農業地域の縮小
  - (2) 神戸市、淡路市の各一部の森林地域の縮小

なお、変更に係る計画図は、兵庫県県土整備部まちづくり局土地対策室及び各県民局県土整備部まちづくり課において縦覧に供する。

**兵庫県告示第349号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業施行期間  
変更前 昭和63年2月16日から平成19年3月31日  
変更後 昭和63年2月16日から平成22年3月31日
- 2 変更認可の年月日  
平成19年3月14日

**兵庫県告示第350号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、滝野町多井田新町土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業施行期間  
変更前 平成11年11月24日から平成19年3月31日  
変更後 平成11年11月24日から平成21年3月31日
- 2 変更認可の年月日  
平成19年3月14日

**兵庫県告示第351号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、社町藤田土地区画整理組合の解散を平成19年3月15日に認可した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

**兵庫県告示第352号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
なお、その関係図書は、平成19年3月27日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H18淡路位置 0013号	19. 3. 14	洲本市上物部字数川200番1の一部、201番1の一部	6.00	45.02

## 公 告

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市志染町青山5丁目23番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都港区芝浦1丁目1番1号  
コスモ石油株式会社 代表取締役 木村 彌一
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年2月27日  
兵庫県指令北播（建）第1-16号（18三木）

## 大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イトーヨーカドー広畑店  
所在地 姫路市広畑区夢前町一丁目1、1-3、1-4、1-5
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者の氏名 亀井 淳  
住所 東京都千代田区二番町8番地8
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者の氏名 井坂 榮  
住所 東京都千代田区二番町8番地8
    - イ 変更後  
名称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者の氏名 亀井 淳  
住所 東京都千代田区二番町8番地8
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前

名称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者の氏名 井坂 榮  
住所 東京都千代田区二番町8-8  
他29者

## イ 変更後

名称 株式会社イトーヨーカ堂  
代表者の氏名 亀井 淳  
住所 東京都千代田区二番町8-8  
他28者

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年9月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年9月1日ほか

## 5 届出年月日

平成19年3月7日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年3月27日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年7月27日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月27日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー西宮店  
所在地 西宮市林田町51-1

## 2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の位置及び収容台数

## (1) 変更前

651台

## (2) 変更後

608台

## 3 変更年月日

平成19年3月5日

## 4 届出年月日

平成19年3月2日



## 5 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

## (2) 縦覧期間

平成19年3月27日から4月間

## 6 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年7月27日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 教 育 長 訓 令

## 兵庫県教育長訓令第1号

本 庁  
県 立 学 校

兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月27日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

## 兵庫県立学校処務規程の一部を改正する訓令

兵庫県立学校処務規程（昭和44年兵庫県教育長訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中アを削り、同号イ中「養護施設」を「児童福祉施設」に改め、同号イを同号アとし、同号ウ中「ない者又はその子弟」を「ある者を含まない世帯に属している者」に改め、同号ウを同号イとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 定時制又は通信制の課程に在籍する生徒のうち経常的な収入を得る職業に就いている者であって、市町村民税の所得割の納付義務がない者

第4条第6号中エを削り、同号オを同号エとする。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察教養規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

## 兵庫県公安委員会規則第1号

## 兵庫県警察教養規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「教養規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、兵庫県警察職員に対する警察教養に関し必要な事項を定めるものとする。

## (教養の実施)

第2条 警察本部長は、毎年度、教養規則第5条第1項の規定により警察庁長官が示した重点に基づき、教養実施計画を策定し、警察教養を計画的かつ効果的に行わなければならない。

## (公安委員会への報告)

第3条 警察本部長は、前条の規定により教養実施計画を策定したときは、公安委員会に対し、速やかに、これを報告しなければならない。

2 警察本部長は、公安委員会に対し、前年度の警察教養の実施結果を報告しなければならない。

## (細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、警察教養に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第2号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県兵庫警察署の部松原交番の項を次のように改める。

|      |                    |                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明親交番 | 兵庫区須<br>佐野通3<br>丁目 | 兵庫区のうち<br>芦原通1丁目（2街区 1街区と2街区との境界を北に見とおす線以西の市道松原線）<br>芦原通2丁目から6丁目まで 駅南通1丁目から4丁目まで 小河通1丁目から5丁目まで<br>御所通1、2丁目 須佐野通1丁目から4丁目まで 松原通1丁目から5丁目まで<br>明和通1丁目から3丁目まで 和田山通1、2丁目 |
|------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県神戸西警察署の部栄交番の項中「見津が丘1丁目から4丁目まで」を「見津が丘1丁目から5丁目まで」に改め、同部井吹台交番の項中「井吹台北町1、2丁目」を「井吹台北町1丁目から4丁目まで」に改め、同表兵庫県伊丹警察署の部新伊丹交番の項中「<sup>「昆陽のうち</sup>赤所 大道堀 道ノ辺」を削り、同部稲野交番の項中「伊丹市稲野町1丁目」を「伊丹市稲野町6丁目」に改め、同部野間交番の項中「堀池（ミヨトを除く。）堀池1丁目から5丁目まで 南野 南野1丁目から6丁目まで 南野北1丁目から6丁目まで」を「堀池1丁目から5丁目まで 南野 南野北1丁目から6丁目まで 南野1丁目から6丁目まで」に改め、同部神津交番の項中「桑津1丁目から3丁目まで」を「東桑津 桑津1丁目から4丁目まで」に改め、同部昆陽交番の項中「昆陽泉町1丁目から5丁目まで」を「昆陽南1丁目から4丁目まで 昆陽泉町1丁目から6丁目まで」に改め、<sup>「昆陽のうち</sup>宮ノ前 佐藤前 真福寺 小井 門ノ前 足駄田 堤ケ内 木ノ本 ハサ 宮田 城ノ前 東欠地」を削り、同部昆陽ノ里交番の項中「池尻1丁目から7丁目まで 寺本」を「昆陽南5丁目 池尻1丁目から7丁目まで 寺本東1、2丁目」に、「奥畑1丁目から5丁目まで 山田」を「奥畑1丁目から5丁目まで」に、「野間北6丁目 堀池の一部（ミヨト）」を「野間北6丁目」に改め、<sup>「昆陽のうち</sup>黒田 平田 カン仏」を削り、同部荒牧交番の項所管区域の欄を次のように改める。

|                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伊丹市のうち<br>荒牧1丁目から7丁目まで 荒牧南1丁目から4丁目まで 鴻池1丁目から7丁目まで 荻野1丁目から8丁目まで 荻野西1、2丁目<br>大野1丁目から3丁目まで 北野1丁目から6丁目まで |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県丹波警察署の部池谷駐在所の項中「丹波市山南町池谷」を「丹波市山南町長野」に改め、同表兵庫県明石警察署の部高丘交番の項中「大久保町高丘1丁目から7丁目まで 大久保町山手台1丁目から3丁目まで 大久保町大窪の一部（1429番地から3140番地まで）」を「大久保町大窪の一部（1429番地から3140番地まで） 大久保町山手台1丁目から4丁目まで 大久保町高丘1丁目から7丁目まで」に改め、同表兵庫県社警察署の部河合西駐在所の項中「河合西駐在所」を「河合駐在所」に、「小野市河合西町」を「小野市新部町」に改め、同表兵庫県加古川警察署の部野添交番の項中「野添1丁目から5丁目まで 野添東1、2丁目 野添北1丁目から3丁目まで」を「西野添1丁目から5丁目まで 東野添1丁目から3丁目まで 上野添1丁

目から3丁目まで 北野添1丁目から3丁目まで」に改め、同表兵庫県姫路警察署の部別所交番の項中「別所町佐土新 別所町家具町 別所町佐土 別所町別所 別所町北宿 別所町小林」を「別所町家具町 別所町北宿 別所町小林 別所町佐土 別所町佐土1丁目から3丁目まで 別所町佐土新 別所町別所 別所町別所1丁目から5丁目まで」に改め、同表兵庫県たつの警察署の部半田駐在所の項中「たつの市揖保川町半田」を「たつの市揖保川町野田」に改める。

附 則

この規則は、平成19年3月28日から施行する。

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第3号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2一般国道の部2号の項中

「  
尼崎市梶ヶ島19番から神戸市灘区記田町3丁目3番まで  
神戸市灘区岩屋南町1番3から同市西区玉津町小山字走り田237番1まで  
」

を  
「  
尼  
237  
」

「  
崎市梶ヶ島19番から神戸市西区玉津町小山字走り田  
番1まで  
」

に、

「  
神戸市須磨区月見山町3丁目22番2から赤穂郡上郡  
ヶ原字西坂1147番21まで  
」

町梨

を

「  
神戸市須磨区月見山町3丁目22番2から赤穂郡上郡町梨  
ヶ原字西坂1147番21まで  
神戸市垂水区小東山町868番739から同市西区伊川谷町別  
府字辻ヶ内1745番62まで  
」

に改め、同部28号の項中「神代国衙

1084番」を「福良字築地町甲1530番11」に改め、同部171号の項の次に次のように加える。

173号

川西市鼓が滝1丁目1番16から同市長尾町1番25まで

別表第3の2一般国道の部175号の項中「西脇市上戸田98番」を「丹波市氷上町横田字茶屋ノ下672番2」に改め、同項に次のように加える。

神戸市西区神出町田井字寄山2150番1から同区神出町北  
字道ノ下44番2まで

別表第3の2一般国道の部176号の項を次のように改める。

176号

丹波市氷上町横田字下中ら堂627番1から同市柏原町柏  
原字六反田2910番2まで

三田市福島字家成474番13から宝塚市小浜2丁目81番1  
まで

|                             |
|-----------------------------|
| 川西市栄根2丁目6番5から同市小戸2丁目318番4まで |
|-----------------------------|

別表第3の2一般国道の部250号の項中「加古郡播磨町野添字古谷前419番1」を「高砂市荒井町小松原4丁目32番1」に、

|          |                                       |   |                           |
|----------|---------------------------------------|---|---------------------------|
| 目32番1」に、 | 姫路市飾磨区細江字福島520番26から同区構字東津田新田1025番4まで  | を | 姫路市飾磨区妻鹿東海町2番坪223番5まで     |
|          | 姫路市網干区新在家字三ツ石1408番11から同区浜田字南用坪223番5まで |   | 姫路市白浜町字北浜丙482番新開甲1122番1まで |

|              |
|--------------|
| から同市網干区浜田字南用 |
| 7から同市白浜町字乙八束 |

に改め、同部312号の項中「神崎郡神河町大山字シデカ山1174番28」を「朝来市

和田山町加都字宮ヶ田833番1」に改め、同部429号の項の次に次のように加える。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 477号 | 川西市黒川字白柏1番4から同市黒川字口滝谷1番5まで           |
|      | 川西市東畦野字長尾2番85から同市長尾町1番25まで           |
| 483号 | 朝来市和田山町市御堂字ワタシ20番1から丹波市春日町七日市754番3まで |

別表第3の2県道の部加美山崎線の項中「加美山崎線」を「加美穴栗線」に改め、同部尼崎池田線の項中「伊丹市北園3丁目23番1」を「川西市小花1丁目255番1」に改め、同部三木山崎線の項を次のように改める。

|       |                                        |
|-------|----------------------------------------|
| 三木穴栗線 | 小野市榎山町字向山1456番137から同市市場町字庄司口720番1まで    |
|       | 加西市北条町西高室字丸山ノ下304番1から同市北条町東南字矢ノ原87番1まで |

別表第3の2県道の部中北条線の項中「中北条線」を「多可北条線」に改め、同部尼崎宝塚線の項中「伊丹市池尻1丁目1番」を「尼崎市大島1丁目1番」に改め、同部高砂北条線の項中「加古川市東神吉町西井ノ口

字芝中320番5」を「高砂市荒井町扇町455番6」に改め、同部神戸加古川姫路線の項中

|                    |
|--------------------|
| 神戸市垂水区名谷尾2035番14まで |
|--------------------|

|                     |   |                                       |      |
|---------------------|---|---------------------------------------|------|
| 町字横尾1852番3から同区名谷町字横 | を | 神戸市垂水区名谷町字横尾1852番3から同区名谷町字横尾2035番14まで | に改め、 |
|                     |   | 神戸市西区高塚台1丁目10番から同区神出町田井1161番まで        |      |

同部津名五色三原線の項中「津名五色三原線」を「大谷鮎原神代線」に改め、同部龍野相生線の項中「龍野相生線」を「たつの相生線」に改め、同部西淡三原線の項中「西淡三原線」を「松帆八木線」に改め、同部滝野市川線の項中「滝野市川線」を「下滝野市川線」に改め、同部尼崎港崇徳院線の項中「元浜町5丁目87番1」を「大島1丁目1番」に改め、同部二見港土山線の項中「二見町西二見字百市1631番1」を「魚住町清水字井桶田2156番1」に改め、同部黒田庄滝野線の項中「黒田庄滝野線」を「黒田庄多井田線」に改め、同部市場滝

野線の項中「市場滝野線」を「市場多井田線」に改め、同部長坂垂水線の項中

神戸市垂水区名谷町字室山  
野1926番2まで

1400番1から同区名谷町字北

を

神戸市垂水区小東山6丁目30番から同区名谷町字山  
1902番118まで  
神戸市垂水区名谷町字室山1400番1から同区名谷町字北  
野1926番2まで

に改め、同部東

播磨港線の項の次に次のように加える。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 国分寺白浜線 | 姫路市継字住吉前608番1から同市白浜町字北浜丙482番7まで |
|--------|---------------------------------|

別表第3の2県道の部社滝野線の項中「社滝野線」を「東古瀬穂積線」に改め、同部高速大阪池田線の項を次のように改める。

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 高速大阪池田線 | 尼崎市戸ノ内字猪名川向側829番5地先から同市戸ノ内字猪名川向側829番4地先まで |
|         | 伊丹市小阪田字神畑9番3から同市小阪田字神畑9番2まで               |
|         | 伊丹市小阪田字都賀元86番2から同市下河原字上ノ河原303番23まで        |
|         | 川西市小花2丁目686番1地先から同市小戸3丁目211番4地先まで         |

別表第3の2市道（神戸市）の部京橋線の項の次に次のように加える。

|        |                                        |
|--------|----------------------------------------|
| 生田川箕谷線 | 神戸市中央区吾妻通6丁目434番から同市北区山田町下谷上字池の内10番1まで |
| 灘浜脇線   | 神戸市中央区浜辺通1丁目9番から同区小野浜町301番まで           |

別表第3の2市道（神戸市）の部西神1号線の項中「平野町字向井411番」を「平野町字向井174番14」に、「高塚台1丁目5番9号」を「高塚台1丁目10番」に改め、同項の次に次のように加える。

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 西神3号線 | 神戸市西区高塚台5丁目5番1から同区高塚台7丁目9番まで |
|-------|------------------------------|

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 高塚台1号線  | 神戸市西区高塚台1丁目5番9から同区高塚台5丁目4番3まで  |
| 高塚台5号線  | 神戸市西区高塚台2丁目1番2から同区高塚台1丁目5番8まで  |
| 高塚台6号線  | 神戸市西区高塚台3丁目2番2から同区高塚台2丁目8番1まで  |
| 高塚台7号線  | 神戸市西区高塚台3丁目1番35から同区高塚台3丁目1番4まで |
| 高塚台8号線  | 神戸市西区高塚台3丁目1番3から同区高塚台3丁目2番4まで  |
| 高塚台9号線  | 神戸市西区高塚台2丁目12番から同区高塚台2丁目82番まで  |
| 高塚台10号線 | 神戸市西区高塚台2丁目1番6から同区高塚台2丁目15番まで  |
| 高塚台11号線 | 神戸市西区高塚台6丁目4番1から同区高塚台6丁目1番2まで  |
| 高塚台12号線 | 神戸市西区高塚台7丁目3番から同区高塚台7丁目1番1まで   |

別表第3の2市道（川西市）の部を次のように改める。

|         |     |                                |
|---------|-----|--------------------------------|
| 市道（川西市） | 15号 | 川西市小花2丁目123番4から同市小花2丁目101番1まで  |
|         | 16号 | 川西市東久代1丁目463番1から同市東久代1丁目465番まで |

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第74号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年3月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務2級
- 2 実施日時及び場所  
(1) 実施日時

平成19年6月30日（土）午前9時から午後5時まで

- (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格  
兵庫県内に住所を有する者又は兵庫県外に住所を有する警備員で兵庫県内の営業所に属しているもの
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続
  - (1) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 住所地を疎明する書面1通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面1通。
    - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚
  - (2) 申請期間等
    - ア 申請期間は、平成19年4月2日（月）から同年6月1日（金）までとする。ただし、次に掲げる日を除く。
      - (ア) 日曜日及び土曜日
      - (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
    - イ 受付時間は、各日とも午前9時から午後5時までとする。
    - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
  - (3) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
    - ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (4) 申請方法  
前記(1)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
- 7 手数料  
13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。  
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。
- 8 携行品  
受検票及び筆記用具
- 9 受検についての問い合わせ先
  - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
  - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話（078）341-7441 内線 3046

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成19年3月27日

兵庫県収用委員会  
会長 安永正昭

- 1 起業者の名称  
神戸市
- 2 事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業7.6.13号阪神沿北側線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成19年3月13日



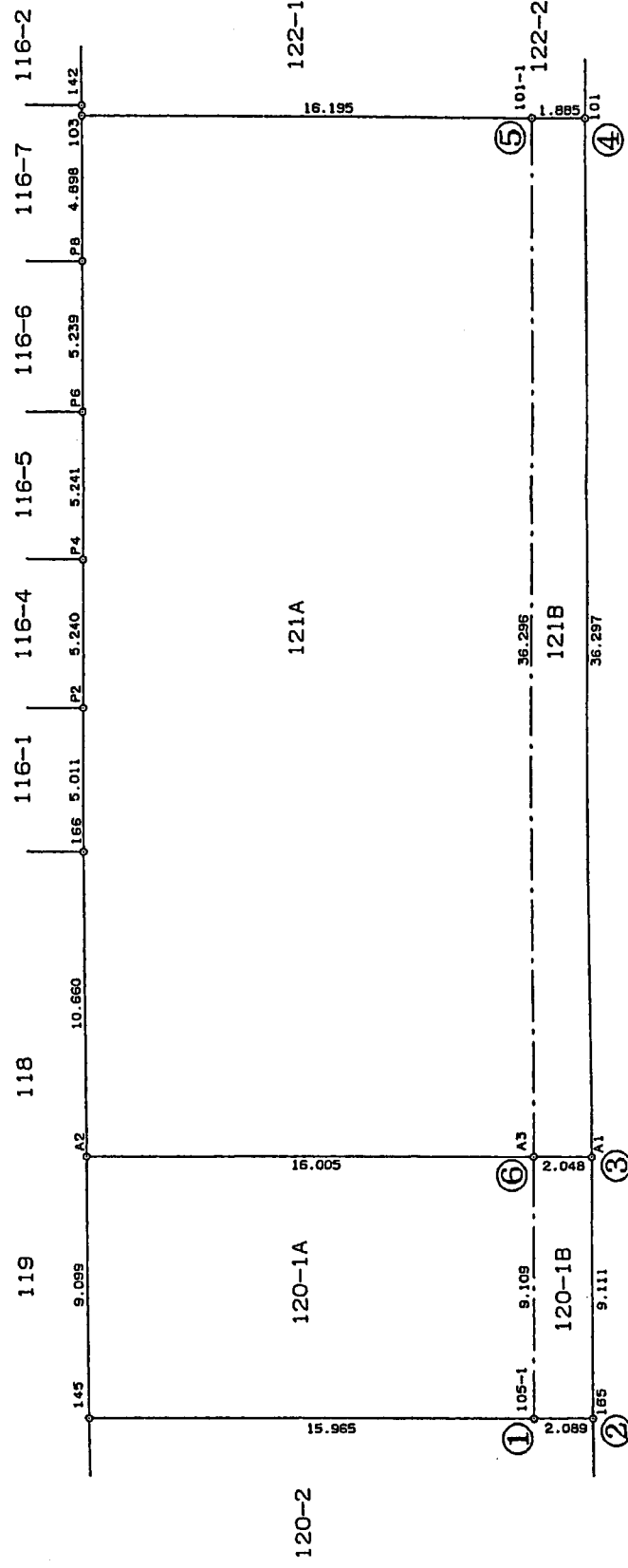
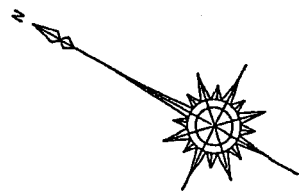
4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

| 所 在               | 地 番       | 地 目 | 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地 |         |                | 土 地 所 有 者                   |                  |                                | 土 地 に 関 して 権 利 を 有 す る 関 係 人 |                                |     |
|-------------------|-----------|-----|-----------------------------|---------|----------------|-----------------------------|------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-----|
|                   |           |     | 公簿地積                        | 実測地積    | 取用に係る面積        | 氏 名                         | 住 所              | 氏 名                            | 住 所                          | 氏 名                            | 住 所 |
| 神戸市東灘区<br>深江北町三丁目 | 120番<br>1 | 宅 地 | 164.96㎡                     | 164.37㎡ | 18.84㎡<br>(注1) | 岡 田 浩 一                     | 東京都渋谷区大山町38番21号  | 株式会社三井住友銀行<br>代表取締役<br>平 澤 正 英 | 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号            | 株式会社三井住友銀行<br>代表取締役<br>平 澤 正 英 | 借地権 |
|                   |           |     | 657.85㎡                     | 655.53㎡ | 71.36㎡<br>(注2) | アミモ株式会社<br>代表取締役<br>岡 田 よ し | 東京都渋谷区上原二丁目16番6号 | 岡 田 浩 一                        | 東京都渋谷区大山町38番21号              | 株式会社三井住友銀行<br>代表取締役<br>平 澤 正 英 | 借地権 |

(注1) 取用に係る土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、⑥及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

(注2) 取用に係る土地の区域は、別添図面表示の③、④、⑤、⑥及び③の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

神戸市東灘区深江北町3丁目  
S=1/250



地番 120-1A

| 測点       | X           | Y                        |
|----------|-------------|--------------------------|
| 145 (任意) | -141512.259 | 88158.799                |
| 105-1    | -141526.344 | 88166.315                |
| A3       | -141522.087 | 88174.368                |
| A2 (任意)  | -141507.971 | 88166.825                |
| 倍積       | 291.061517  |                          |
| 面積       | 145.5307585 | 地積 145.53 m <sup>2</sup> |

地番 120-1B

| 測点    | X           | Y                       |
|-------|-------------|-------------------------|
| 105-1 | -141526.344 | 88166.315               |
| 165   | -141528.187 | 88167.298               |
| A1    | -141523.893 | 88175.333               |
| A3    | -141522.087 | 88174.368               |
| 倍積    | 37.681230   |                         |
| 面積    | 18.8406150  | 地積 18.84 m <sup>2</sup> |

2番合計 (120-1A) + (120-1B) = 164.3713735  
地積 164.37m<sup>2</sup>

地番 121A

| 測点      | X           | Y                        |
|---------|-------------|--------------------------|
| A3      | -141522.087 | 88174.368                |
| 101-1   | -141505.124 | 88206.457                |
| 103     | -141490.843 | 88198.819                |
| P8      | -141493.156 | 88194.501                |
| P6      | -141495.631 | 88189.883                |
| P4      | -141498.106 | 88185.263                |
| P2      | -141500.581 | 88180.644                |
| 166     | -141502.948 | 88176.227                |
| A2 (任意) | -141507.971 | 88166.825                |
| 倍積      | 1169.331055 |                          |
| 面積      | 584.1655275 | 地積 584.16 m <sup>2</sup> |

地番 121B

| 測点    | X           | Y                       |
|-------|-------------|-------------------------|
| A3    | -141522.087 | 88174.368               |
| A1    | -141523.893 | 88175.333               |
| 101   | -141506.786 | 88207.346               |
| 101-1 | -141505.124 | 88206.457               |
| 倍積    | 142.735758  |                         |
| 面積    | 71.3678790  | 地積 71.36 m <sup>2</sup> |

2番合計 (121A) + (121B) = 655.5334065  
地積 655.53m<sup>2</sup>

任意とは面積を算定するに当たり図上で想定した点としております。  
よって隣接地と立会いは行っていません。

## 市町村職員退職手当組規則

兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組規則第7号

## 兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和57年兵庫県市町村職員退職手当組規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第5条第3項」を「第8条の5」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業を承認した請求者の退職手当の請求）

**第8条の2** 所属市町長は、前条の請求書等を受理したときに、当該請求者の基礎在職期間に高齢者部分休業を承認した期間が含まれる場合には、高齢者部分休業取得時間報告書（様式第7号の4）を添付して送付しなければならない。

第18条の2第1項第1号中「公庫等職員（国家公務員等退職手当法）」を「公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）」に、「公庫等（国家公務員等退職手当法第7条の2第1項）」を「公庫等（同項）」に改める。

第19条の4第1項中「第6条の2」を「第7条」に改める。

第19条の7中「年1.1パーセント」を「年1.2パーセント」に改める。

様式第4号中

|   |              |   |   |
|---|--------------|---|---|
| 3 | 暫定手当<br>調整手当 | - | 円 |
|---|--------------|---|---|

を

|   |        |   |   |
|---|--------|---|---|
| 3 | 地域手当   | - | 円 |
| 4 | 広域異動手当 | - | 円 |

に

改める。

様式第7号の3の次に次の1様式を加える。

様式第 7 号の 4

第 号  
年 月 日

高齢者部分休業取得時間報告書

兵庫県市町村職員退職手当組合長 様

職名  
所属市町長 氏名



年 月 日に退職した下記の者について、高齢者部分休業の承認を受けていますので、次のとおり当該高齢者部分休業の取得時間等について報告いたします。

記

1 氏名

2 高齢者部分休業取得期間

開始日： 年 月 日

終了日： 年 月 日

3 高齢者部分休業取得時間

| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |
| 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 | 年 月 | 時間 分 |

4 高齢者部分休業取得合計時間： 時間 分

(注意事項)

- ア 2 には、高齢者部分休業を取得した期間を記入すること。
- イ 3 には、年月ごとの高齢者部分休業に係る部分休業取得時間（当該年月（週休日及び休日を除く。）の勤務しない時間をいう。）を記入すること。
- ウ 4 には、3 の合計時間を記入すること。

様式第12号添付書類の項中「給与支払証明書（日額者のみ）」を削る。

様式第24号中

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 年 月 日 | 扶養加算額 | 円 |
| 日間    | 手当日額  | 円 |
| 年 月 日 | 合 計   | 円 |

を

|       |    |
|-------|----|
| 年 月 日 | 日間 |
| 年 月 日 |    |

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に退職した者に係る特別負担金の分割納付について適用し、同日前に退職した者に係る特別負担金の分割納付については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に作成している様式のうち、適宜修正の上使用できるものは、当分の間、この規則の規定にかかわらず、使用できるものとする。

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第8号

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則（平成15年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条から第7条の規定中「第7条」を「第3条」に改める。

第8条中「平成19年」を「平成20年」に改め、「附則第17項」の次に「又は第19項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県市町村職員退職手当組合基金の貸付に関する規則及び兵庫県市町村職員退職手当組合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月27日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第9号

兵庫県市町村職員退職手当組合基金の貸付に関する規則及び兵庫県市町村職員退職手当組合財務規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員退職手当組合基金の貸付に関する規則（昭和46年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第4号）及び兵庫県市町村職員退職手当組合財務規則（平成5年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

「収入役」を「会計管理者」に、「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成している様式のうち、適宜修正の上使用できるものは、当分の間、この規則の規定にかかわらず、使用できるものとする。